

第3期北名古屋市教育大綱



令和6年2月
北名古屋市

1 はじめに

本市では、市長と教育委員会が連携を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進していくための協議及び調整の場として、総合教育会議を設置しています。

このたび、総合教育会議において、市長と教育委員会が北名古屋の教育について議論と協議を行い、教育の目標や施策の根本的な方針である第3期北名古屋市教育大綱を策定しました。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づくものです。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

3 対象期間

本大綱の対象期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

4 教育大綱の考え方

北名古屋市がめざす市民像の実現のため、北名古屋市民憲章をその基本方針として位置付け、北名古屋市が目標とする教育を体現するための2つの基本的方向性を定め、第2次北名古屋市総合計画に示された内容を参考に、学校教育、社会教育、地域・家庭教育等のそれぞれ推進していく方向性を記載しました。

第3期北名古屋市教育大綱

教育とは「人づくり」であり、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにし、地域社会全体の発展を実現していくための基盤です。

私たちは、平成20年3月に北名古屋市民憲章を定め、北名古屋市がめざす市民像の実現をめざしており、北名古屋市民憲章を教育大綱の基本方針として位置付け、その実現をめざします。

めざす市民像

先人の築いてきた郷土を愛し、ともに手をたずさえ、未来にはばたく人

【基本方針】 ※(北名古屋市民憲章)

- ・ 心とからだの健康に努め 温かい家庭と思いやりのあるまちをつくります
- ・ きまりを守り助けあい 安心して暮らせるまちをつくります
- ・ 自然や環境を大切にし 清潔で住みよいまちをつくります
- ・ 生涯にわたって学びあい 豊かな文化を創造します
- ・ 多くの人と交流し 世界につながる夢と希望を広げます

基本的方向性

めざす市民像を実現するための基本的方向性

- 社会を生き抜く力の育成と子育て支援の充実
- 学校・家庭・地域の協働による絆づくりと地域を担う人づくり

基本的方向性

社会を生き抜く力の育成と子育て支援の充実

基本施策

○自らを高め、たくましく生き抜く力の育成

全ての児童生徒が確かな学力の向上と心身の健康の増進を図り、自らを高め、予測困難な時代をたくましく生き抜く力を育成します。

○多様な人々と協働し社会の創り手となる人材の育成

あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、未来に向けて自らが社会の創り手となる人を育成します。

○可能性を伸ばす一人一人に適した教育支援の充実

個々の幸せが実現できるよう、家庭環境や障害の有無などに関わらず一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育支援を充実します。

○系統性のある子育て支援の充実

子どもたちを取り巻く様々な教育課題に対応するため、切れ目のない継続的・包括的支援体制を充実します。

基本的方向性

学校・家庭・地域の協働による絆づくりと地域を担う人づくり

基本施策

○人と人がつながる地域とともにある学校づくり

地域の人々の「つながり」や「かかわり」により子どもたちの成長を支援することで、個人の幸せと地域全体の豊かさの増進を目指します。

○生涯学び続けられる環境の充実

人生 100 年時代の多様化する学習ニーズを支え、誰もが学び・学びあう喜びを享受できるよう、学習機会の充実、関連施設の機能強化を図ります。

○ともに創り、育む文化芸術の伸展

市民とともに文化芸術を創り、育む風土を醸成し、心豊かで多様な価値感を尊重する地域社会の形成を目指します。

○楽しいスポーツ・レクリエーションの推進

自らの健康や人とのつながりを感じながら、スポーツを楽しむ機会を提供します。